

成年後見制度

この前、銀行に才カン連れて定期の解約に行つてん。ほんなら意思確認ができませんから断られたわ…。

経営者 Aさん

お母ちゃん認知症やったもんなあ…。そら、銀行も慎重にならざるを得んなあ…。今すぐ解約せなアカンのか？

友人 司法書士B

それが…。半年後に有料老人ホームに入居する予定やねん。ほんで、その費用に充てよーと思てたんやけど、困ったわ…。どないしよ…。

それやったら、成年後見制度つちゅうのがあるから、これ利用したら、解決できるかもしれんで。ほな、説明しよーか！

続く…

【成年後見制度とは】

不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を締結したり、遺産分割協議をしたりする必要がある場合、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人は自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても判断能力が不十分なため契約を締結してしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するための制度が成年後見制度です。

【成年後見制度の種類】

成年後見制度は、大きく分けると、①法定後見制度、②任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は、①後見、②保佐、③補助の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考へながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、成年後見人等の同意を得ないで本人がした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

【成年後見人等を選任してもらうには】

成年後見人等を選任してもらうには、一定の範囲の親族等（申立人）が申立書や附属書類一式を揃えて、本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立をしなければなりません。

今回のかわらばんでは、成年後見制度のうち法定後見制度の「後見」類型について、手続の概略・注意点を特集します。

裏面へ…

後見制度に関してのご相談は当事務所まで

不動産登記

名義書換（相続・離婚による財産分与・贈与など）
担保抹消・新築増築・建物区分・代物弁済予約

商業登記

会社設立・NPO法人設立・役員変更・定款変更
本店移転・増資・減資・合併・分割・解散・事業承継

遺言

成年後見

債務整理
裁判手続

債権譲渡登記
動産譲渡登記

供託

大阪駅・梅田駅すぐ
北新地駅・東梅田駅

どうぞお気軽に、ご相談くださいませ。

司法書士法人 寺澤事務所

大阪市北区梅田1丁目1番3-1200号

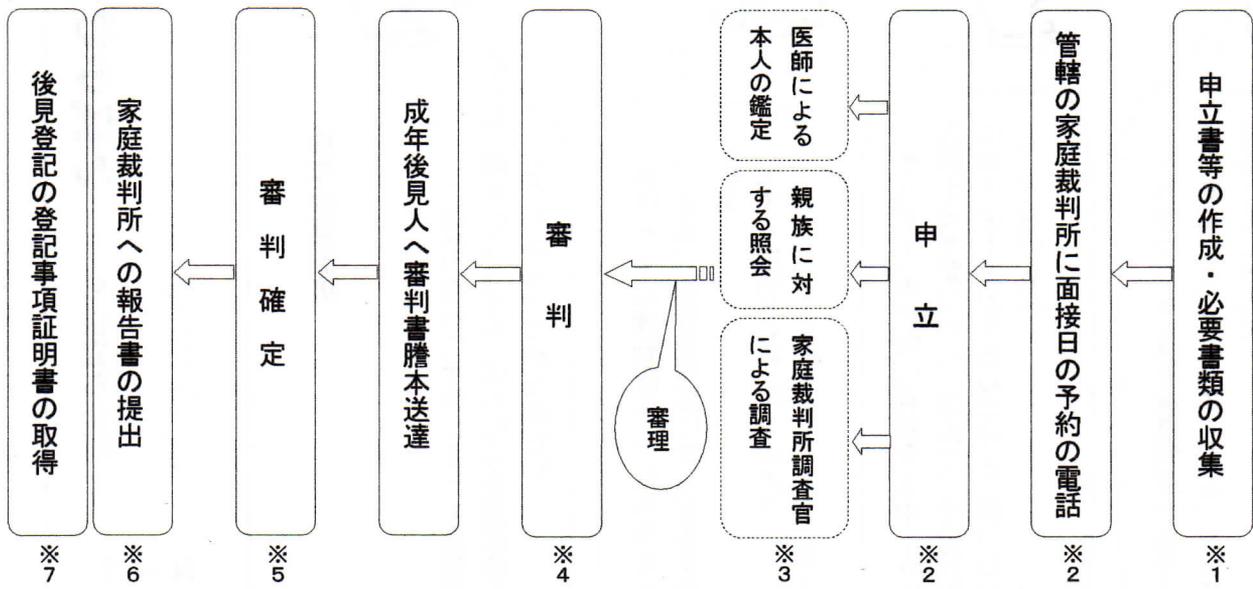
☎ 06-6344-5381

代表司法書士 / 土地家屋調査士 寺澤 実

大阪駅前第3ビル12階14号



後見手続の流れ
大阪家庭裁判所の場合



※1 申立書の他に財産目録や収支目録等を作成し、戸籍・住民票や財産関係の資料を収集します。

※2 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。(大阪家庭裁判所 ①本庁、②堺支部、③岸和田支部)

※3 事案により、省略される場合があります。

※4 申立てから審判までの期間は、1〜3か月程度です。鑑定の有無や調査の困難さにより期間の長短があります。

※5 後見人が審判書謄本を受領してから2週間経過後に確定します。確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記を依頼します。

※6 審判確定の日から1か月以内に財産目録・収支目録を提出します。

※7 依頼後2週間程度で、法務局で登記事項証明書(登記簿謄本)の発行を受けることができます(各地の法務局本局にて窓口請求または東京法務局へ郵送請求)。

【成年後見人候補者の注意事項】

★ 成年後見人には、家庭裁判所が最も適任だと判断する方が選任されます。従って、本人が必要とする支援の内容などによっては、申立の際に挙げられた候補者以外の方(弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士等の専門職や、法律又は福祉に関わる法人など)が成年後見人に選任されることもあります。

※ 成年後見人の報酬は、成年後見人から請求があった場合、家庭裁判所の判断により、本人の財産から支払われることとなります。

★ 成年後見人は、毎年、家庭裁判所から成年後見業務の報告書等の提出を求められます。

★ 成年後見人の任期は、本人が病气などから回復し判断能力を取り戻す、あるいは、亡くなるまで続きます。保険金の受領や遺産分割などの当初の目的だけが達成されれば終わるというものではありません。

★ 成年後見人を辞任するには家庭裁判所の許可が必要となり、それも正当な事由がある場合に限られます。

★ 成年後見人は、本人の意思を尊重し、かつ、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援しなければなりません。本人の財産は、本人の身上監護のために使わなければならない。従って、原則として、本人の財産を以下の目的には使用できません。

- ① 株式等への投資など、投機的な資金の運用をすること
 - ② たとえ事業のためでも、本人の財産を担保にして借金をすること
 - ③ 第三者への贈与や貸付
 - ④ 配偶者や子、孫など親族への贈与や貸付(相続対策を目的とする贈与も同様です。)
 - ⑤ その他、本人の不利益になること
- ★ 成年後見人が本人の財産に損害を与えれば賠償をする責任を負うこととなります。また、悪質な場合には業務上横領などの刑事責任を問われることもあります。